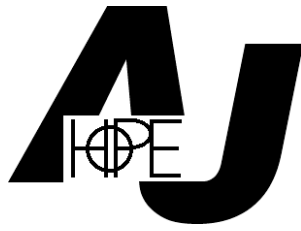


Japanese Welfare Society in Australia



Hope Connection Newsletter No.39

ホープコネクションニュースレター第38号 発行日2006年9月1日 発行者 Hope Connection Inc.

住所／郵便宛先 c/o Migrant Resource Centre, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話（電話相談兼用）0408-574-824

* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です *

ホームページ : <http://members.optushome.com.au/hopec> e-mail : hopec@optushome.com.au

ホープコネクションからのご挨拶

10月6日(金)、ロスハウスにて「ホープコネクション創立10周年記念フォーラム」を開催します

私たちのホープコネクションは、お蔭様で創立10周年を迎えました。創立メンバーの多くはそれぞれの課題や事情を抱えながらも今日まで活動の中心を担っています。よい機会ですので、温故知新、過去10年の歩みを振り返りつつ、今日のホープコネクションの地平を探ってみたいと思います。

ホープコネクションが発足する1年余り前、当時、琉球大学から客員研究員としてメルボルンに滞在していた山本和義精神科医の呼びかけで「ビクトリア在住日本人のメンタルヘルスを考える会」という学習グループができ、定期的に関心のある日本人が集まって話し合いをしていました。外国では、ややもすると孤立しがちになってしまう独特の状況は誰もが程度の差はあれ経験するもの、サポートし合うものが欲しいなど共通の認識も徐々に固まってきました。この「考える会」こそがホープコネクションのプロトタイプです。「考える会」から「行動する会」へと移行したのもそれまでの学習の成果と、何かをしなければとの思いがメンバーの間で強くなってきたからです。

1996年8月、非営利団体としてヴィクトリア州に登録、正式にボランティア福祉団体の活動を10名余りのメンバーでスタートさせました。しかもオーストラリアで初めての日本人向け福祉団体の誕生でした。私たちは早速、電話相談を開設しました。初期のころは1台の携帯電話を相談員同士で受け渡ししながら、月曜から金曜までその任に当たりました。さらにニュースレターを季刊ごとに発行してきました。これも初期のころはJCVさんのコピー機をお借りしていました。また3ヶ月ごとにカルチャースクールを開講、生活に役立つ情報の提供をモットーに、これまで、車の運転、ヴィザ、ドラッグ、家族法、高齢者福祉など多彩なトピックを扱ってきました。

これら、電話相談、ニュースレター発行、カルチャースクールは、

活動の3本柱として10年間休むことなく継続してきました。会員も徐々に増え、ことに社会福祉を大学で学んだ若い人たちが会員として活躍するようになってきました。

毎月の定例ミーティングでは、日本人コミュニティで問題になっていることなどが度々取り上げられ、私たちとして何ができるか具体的な話に発展することもあります。最近ではそうした話題が日本人高校生の調査として結実、その結果をニュースレター紙上で発表しています。

地味ではありますが、こうした活動が認められて、Victoria Multicultural Commission、日本人会、City of Stonnington、City of Port Phillip などから活動助成金を受けています。

以上駆け足で私たちの10年を振り返ってみました。人と人がつながっていくこと、それが希望になるという私たちの思いが「ホープコネクション」という名称に託されています。この精神を大切に今後もたくさんの方のお力をお借りしながら、新しいことにチャレンジする組織でありたいと願っています。

この10周年を記念して、10月6日(金)には、多くの関係者をお招きして、「ホープコネクション創立10周年記念フォーラム」を企画しています。今年は日豪交流60年にあたり、私たちのフォーラムも「草の根交流」事業として認定、助成を受けています。どなたも気軽にご参加いただけますので、一緒に10周年を祝いながら交流いたしましょう。フォーラムの詳細は最終ページをご覧ください。

Special Thanks to

庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、South Central Region Migrant Resource Centre、Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victoria Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカリ出版、Education Logistics、JCV、豪日協会、佐川義人、Timothy McDonald、Michal Morris、洋子マーフィー、NEC、メルボルン日本人会、大隈良譲、Sandra Roeg、SBS 日本語放送、天野行哲、加茂前千代、Christine J. Rodan、吉澤通明、山本和儀、Mark Preston、Stacey Steele、鈴木月子、田村真美、村越庸子、Jennie Rice、City of Stonnington、City of Port Phillip、Kiyomi Campbell、ZZZ、日豪プレス、Maria Palmares（敬称略・順不同）

メルボルン暮らしのリソースファイル (その2)

前号に引き続き、更新版リソースファイルをお届けします。保存版としてお手元に置いてご利用ください。(次号に続きます。)

注: ここに取り上げた情報につきましては、更新調査など行い正確さに万全を期しておりますが、もし間違った情報がありましたらご容赦ください。

<法律相談>

Victoria Legal Aid 9269 0234 / 1800 677 402
www.legalaids.vic.gov.au
350 Queen Street Melbourne

原則として弁護士に相談する経済的余裕のない個人に対しての法律相談・法廷活動サービスなどを行っているが、電話での相談では誰でもアドバイスを受けることが出来る。ただし、ビジネスに関することや、土地・家屋の売買、税金、会社法関連についてのアドバイスは行っていない。弁護士に相談している件についての相談も受け付けない。

ホームページでは、様々な分野の法律を具体的に分かりやすく説明しており、手始めに情報を得るには最適。

その他、法律関連の情報を入手できるサイトとして次もおすすめて
www.legalonline.vic.gov.au

Community Legal Services

各地に低料金で利用できる法律相談機関があり、Yellow Pages の Community Advisory Services の項で検索できる。各 City Council に問い合わせることもできる。

地域ごとの Community Legal Centre の住所等が検索できるサイトは

National Association of Community Legal Centre

http://www.naclc.org.au/

Community Law Online

http://www.communitylaw.org.au/community/pages/clc/

Law Institute of Victoria 9607 9311 (月一金8.30am-5.30pm)
470 Bourke Street Melbourne
www.liv.asn.au E-mail: lawinst@liv.asn.au

ビクトリア州弁護士協会。弁護士の行為についての不満がある場合ここに持ち込むことが出来る。ホームページではここに登録している弁護士の氏名や連絡先を検索できる他、一般向けの法律情報や Community Legal Services のリストも掲載されている。

Dispute Settlement Centre (Department of Justice)

9603 8370 / STD call 1800 658 528

Level 4, 456 Lonsdale street Melbourne 3000

www.justice.vic.gov.au/disputes

隣家との境界争い、騒音、ペットをめぐること、職場でのめめ事等々、様々な争い事解決のためのアドバイスや仲裁を無料でやっている。法的手段より話し合いによって解決したいたぐいのめめ事が相談できるところ。

<税金に関する情報>

Australian Taxation Office (ATO)

www.ato.gov.au

電話番号はWhite Pages の Australian Taxation Office の項を参照。税制についての一般向け情報が満載。税金について何か疑問が生じた時に必読のページ。ネット上で Tax Return もできる。

<クレジットカード関連>

Credit Help Line 1800 803 800 (月-金: 10am-4pm)
info@ccils.org.au

クレジットカードの問題・借金を抱えた人、その他クレジットカードに関連した様々な情報提供と関連機関への紹介を行う。

Consumer and Business Affairs Victoria

1300 55 8181

www.consumers.vic.gov.au

→左メニューから "Credit & Debt" をクリック

<公共交通機関についての情報>

Met General Information 131 638
www.victrip.com.au

City Met Shop 103 Elizabeth Street Melbourne
メルボルン近郊の電車、トラム、バスの路線・時刻表などの情報が入手できる。これらの情報は、インターネットでも入手可能。

V/Line services

13 6196

www.vlinepassenger.com.au

遠隔地の交通機関について、V Line 運行スケジュールなどの情報が得られ、予約もできる。

電車内での紛失物についての問い合わせ番号 9619 2588

<車関連>

VicRoads

Customer Service Centre 13 11 71

(その他の問い合わせはWhite Pages 参照)

www.vicroads.vic.gov.au

ヴィクトリア州の交通法規についての詳細な解説が掲載されているほか、運転免許証や車の登録の住所変更がオンラインで行えるサービスもある。Free Way の混雑状況がリアルタイムで載っている。

RACV Road service 13 11 11

http://www.racv.com.au

Membership Line 13 19 55

よく知られている road side services 以外にも保険などいろいろなサービスがある。

RACV Motoring Advisory Line 9790 2190

http://motoring.racv.com.au/racvm/whichcar/step3.cfm

ここでは車に関する技術的・法的なアドバイスが受けられる。車の売買でもめたとき、車の修理に関してもめたときなどに利用できる。ホームページでは、車を買うときの手順についての詳しい解説がおすすすめ。中古車の standard market price も教えてくれるので、中古車の売買をするときにも参考になる。

<タクシーに関する情報>

Victorian Taxi Association

9676 2635

<http://www.victaxi.com.au/> Email:

info@victaxi.com.au

Suite 2, 85 Salmon Street Port Melbourne VIC 3207

ウェブサイトでは、タクシーハイヤー・呼び込み・予約の手順、予約の際の地域別電話番号、タクシーストップの場所などの情報が入手できる。

<消費者情報>

Consumer and Business Affairs Victoria (CBAV)

CBAV HelpLine 1300 55 81 81 (月-金: 9am-4:30am)

www.consumer.vic.gov.au

121 Exhibition Street, Melbourne 3000

Postal Address: GPO Box 123A Melbourne 3001

消費者を不正な商取引から守ることを目的にした Department of Justice の一機関で、ホームページには詐欺的な商法にひっかからないための知恵が具体的に載っている。電話および Email で消費者相談や苦情等にも応じている。その他ウェブサイトでは、賃貸アパートを借りる際の注意点や規約、クレジット、家屋建設、リフォーム、ビジネスに関する幅広い情報が提供されている。

<各種保険についてのもめ事相談>

Insurance Ombudsman Service 1300 78 08 08

www.insuranceombudsman.com.au

Email: ios@insuranceombudsman.com.au

PO Box 561, Collins Street West Melbourne 8007

保険会社との揉め事解決に取り組んでいる無料保険苦情サービス。ウェブサイトでは解決の手順、どのように決定事項が下されるかなどの情報が記載されている。保険に関する苦情なども受け付けている。

<税関・検疫についての情報>

Australian Customs Service Information Centre

1300 363 263

オーストラリア国外からの場合は +61 2 6275 6666 (8am-5pm)

www.customs.gov.au

Email: information@customs.gov.au

積荷サポートサービス

1300 558 099

顧客苦情サービス

1800 228 227

E-mail: comments@customs.gov.au

Australian Quarantine and Inspection Service (AQIS)

1800 020 504

www.aqis.gov.au

輸入禁止品目などについての最新情報が入手できる。日本語での情報も記載されている。日本語パンフレットあり。

<ボランティア活動>

Volunteering Victoria

9642 5266

www.volunteeringvictoria.org.au

Email: info@volunteeringvictoria.com.au

280 William Street, Melbourne Vic 3000

ボランティア活動に興味のある人を対象とした、ボランティアに関する様々な情報を提供している。

<その他役立つ検索サイト>

苦情: Complaintline

<http://www.complaintline.com.au/>

125 の分野にわたるさまざまな苦情相談機関の検索が可能

女性のための情報サービス

WIRE Women's information Victoria Australia

1300 134 130 (月-金: 9am-5pm)

<http://www.wire.org.au/>

Women's Information Centre (月-金: 10:30am-5pm)

1st Floor, Ross House, 247 Flinders Lane, Melbourne, 3000

Community Services Directory

<https://olt.ato.gov.au/csd/default.asp>

オーストラリア全土での子育てや家族にかかわる地域の(民間・非営利)サポート組織の検索ができる。

『Centrelink を訪ねてみたら』

8月のホープコネクションカルチャースクールでは、Centrelink より Multicultural Service Officer の Maria Palmares さんに来ていただき、センターリンクの各種サービスについてお話を伺いました。その時のお話とセンターリンクのウェブサイトからの情報をもとにして、こちらに移住後間もない方々が受けられるサービスを中心にまとめてみました。

<<センターリンクとは>>

センターリンクはオーストラリア連邦政府の機関で、Department of Human Services のもとで財政的支援を必要とする人々に各種の手当を支給する中心的な役割を果たしています。主な支給手当は以下のようものです。

退職者に: Age Pension

求職者に: Youth Allowance (21歳以下)

ホープコネクション・カルチャースクールより

Newstart Allowance (22歳から65歳未満)

学生および青少年に: Youth Allowance, Austudy

障がい・傷病ある方に: Disability Support Pension

介護者に: Carer Payment

シングルペアレントに: Parenting Payment

子育て家族に: Family Payments

対象となるのは、基本的にオーストラリア市民・永住者ですが、特定の一時滞在ビザ (Temporary Protection Visa, Return Pending Visa, Spouse Provisional Visa など) では子育ての費用を支援する家族手当 (Family Payments) や家賃補助 (Rent Assistance) などが受給できる可能性があります。

＜＜待機期間＞＞

新規の移住者の場合、一般的には2年間の支給待機期間が設定されていますが、子育てに関する支援 (Family Tax Benefit, Child Care Benefit, Maternity Payment, Double Orphan Pension など) は直ちに受給することができます。しかし、生活状況が変わってしまうような困窮困難に陥った場合には、何らかの形でその他の支援が受けられる可能性があります。特別手当 (Special Benefit) は、自分ではどうしようもない事態のために生活状況が変わり、経済的な危機に陥った場合に支給される手当で、2年間の間でも受給できる可能性があります。オーストラリアに移住して来た後に永続的な障がいを受けてしまった場合などは、待機期間中であっても障がい年金が支給される可能性があります。移住後にやむを得ない事情 (例えば家庭内暴力とか) で離婚したため困窮に陥った場合などで、扶養すべき子どもがいれば、養育者手当 (Parenting Payment) が待機期間中でも支給されています。まずはセンターリンクに相談してみてください。手当受給の権利があるかどうかは、他人の情報に頼らず自分でセンターリンクに直接確認する事が何より大切です。

＜＜Family Payments とは＞＞

Family Payments は子育て費用を支援するための手当の総称で、いくつかの手当や補助金などから成り立っています。

- Family Tax Benefit Part A: 親や養育者に対して子育て費用を援助するもので、扶養者の収入に応じて支給額が変わります。
- Family Tax Benefit Part B: 主な収入源が一人だけの家族 (片親家庭など) で16歳以下 (フルタイムの学生の場合18歳まで) の子どもがいる家庭をさらに援助するもの。
- Parenting Payment: 6歳以下 (片親の場合8歳以下) の子どもを扶養していて、収入・資産が規定よりも低い人に支給されます。
- Child Care Benefit: 扶養する子どもをチャイルドケアに預けるための費用を補助します。

- Jobs, Education and Training Child Care Fee Assistance: 再就職活動をしている人の子どものチャイルドケアの費用を援助するもので、Child Care Benefit で支払われる額と実際のチャイルドケアのコストとの差額を補填するものです。
- Maternity Payment: Baby Bonus と一般に言われているもので、2006年6月1日以後の出産一人につき\$4,000が支給されます。収入額にかかわらず支給されます。
- Maternity Immunisation Allowance: 扶養している子どもが生後24ヶ月までに所定の予防接種を済ませると\$223.30の一時金が収入額にかかわらず支給されます。
- Double Orphan Pension: 両親をともに失った子ども (死亡、行方不明、受刑中などのため) を扶養している人に一律で支給されます。
- Carer Allowance (caring for children under 16): 障がいや重症の病気の子どもを家庭で介護している人に支給されます。

＜＜各種手当の申し込み＞＞

申込用紙 (センターリンクのサイトからダウンロードできます。) に記入し最寄りのセンターリンク事務所に提出して下さい。(特に地域による管轄などはありませんので、ご都合のよい事務所で構いません。予約も必要ありません。) その際に、身分証明書、タックスファイルナンバー、銀行口座の詳細も忘れずに持参して下さい。その際に通訳や翻訳が必要であれば、センターリンクで無料提供しています。

＜＜Centrelink Multilingual Call Centre: 13 1202＞＞

この番号にかけて、“Japanese Please” と言って下さい。日本語が話せるスタッフがいますので、電話で問い合わせや面談の予約、通訳の手配、住所や個人詳細の変更届などが日本語でできます。

さらに詳しい情報はセンターリンクのホームページへ
www.centrelink.gov.au

ホープコネクションからのお知らせ

ホープコネクション創立10周年記念フォーラム

私どもホープコネクションは、創立10年を記念して、10月6日 (金) ロスハウスにて「ホープコネクション創立10周年記念フォーラム」を開催することになりました。このフォーラムは日豪交流年の事業としても登録させていただいております。多くの方々に私たちの活動を知っていただき、さらに幅広いネットワークを築きながら、より親しみの持てるホープコネクションを今後も維持発展させて参りたいと願っております。

フォーラムではラトロブ大学で教鞭をとられている嘉志摩先生の講演のほか、Victoria Multicultural Commission の議長、George Lekakis 氏のスピーチ、ホープコネクションの活動報告 (10年間の活動、留学生調査報告など)、JCV 実りの会の活動紹介などを予定しております。

以下ご案内させていただきます。

日時: 2006年10月6日 (金) 午後2時~4時30分

場所: Hayden R. Smith Room (4F)

Ross House, 247 Flinders Lane Melbourne 3000

(Swanston St. と Elizabeth St. の間です。Flinders Station から徒歩2分)

お申し込み・お問い合わせ: 0408-574-824 日本語電話相談 (月~金 10時~15時)

または、E-mail: hopec@optushome.com.au まで

注: フォーラムは英語で行なわれます。



2006日豪交流年

ホープコネクション電話相談のご案内

ホープコネクションでは、96年8月より日本語での電話相談を行っています。生活の中での困りごとのある方、相談相手のない方、悩み事を誰かに聞いてもらいたい方、お電話をいただければ、訓練を受けたボランティアの相談員が一緒に考えます。内容によっては専門家にご紹介もいたします。さらに現在ではマイグラントリソースセンター (移民のための窓口となる公共団体) をはじめとする、オーストラリアのサービス機関とも協力、連携を深め、ネットワークを広げています。電話は匿名で構いません。秘密は厳守致します。(相談は無料ですが、携帯電話を使用しているため、時間単位の通話料金がかかります。)

電話番号: 0408-574-824

受付時間: 月~金曜日 午前10時~午後3時まで